



# 鳥取県公報

平成14年10月18日(金)  
第7427号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (524) (福祉保健課) ..... 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (525) ( " ) ..... 1
	身体障害者福祉法による医師の指定 (526) (障害福祉課) ..... 2
	保安林の指定予定 (3件) (527~529) (森林保全課) ..... 2
公 告	平成14年度第2回鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施 (人事委員会事務局任用課) ... 5
	平成14年度第3回鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施 ( " ) ..... 7

## 告 示

### 鳥取県告示第524号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかしま耳鼻咽喉科医院	米子市道笑町四丁目122 - 1	平成14年9月1日
医療法人石津クリニック	倉吉市昭和町一丁目210	"
日本調剤的場薬局	鳥取市的場二丁目40	平成14年9月15日
はせがわ薬局	鳥取市徳尾405 - 22	平成14年9月17日
いなば調剤薬局的場店	鳥取市的場二丁目71	"

### 鳥取県告示第525号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
なかしま耳鼻咽喉科医院	米子市道笑町四丁目122 - 1	平成14年8月31日
石津クリニック	倉吉市昭和町一丁目210	〃

**鳥取県告示第526号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
神 経 内 科	平衡機能障害、言語機能障害及び肢体不自由	青 山 泰 明	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
〃	肢体不自由	深 田 忠 次	東伯郡東郷町野花443 - 1 介護老人保健施設ル・サンテリオン東郷
脳神経外科	〃	黒 崎 雅 道	米子市西町6 医療法人育生会高島病院

**鳥取県告示第527号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字笠見字馬ノ背797の2

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間、樹種及び本数

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第528号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

米子市観音寺字岩崎ノ一684、690の1、字岩崎ノ二691の1

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間、樹種及び本数

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

米子市観音寺字岩崎ノ一686の3

## (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第529号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

米子市岡成字岡成原580の3、580の5、580の375、581の2、583の3、583の4、583の8

## (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字岩屋畑260の1、266、267の2、字西堂ノ上330の1、330の2、332の1、332の2、字東屋敷1045

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐はに係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字東坪字西屋敷233から235まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町小野字川平42の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岸本町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成15年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成14年10月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成14年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度・第2回）

2 試験の種類及び採用予定者数

	試験の種類	採用予定者数
事務	文化芸術コース	1名程度
	国際コース	2名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表の適用を受ける職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、その者の経歴に応じて決定された給料月額のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 昭和42年4月2日から昭和56年4月1日までの間に生まれた者

イ 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成15年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれと同等の資格があると認めるもの

(2) 試験の種類が事務（国際コース）の場合にあっては、次の要件をすべて満たす者であること。

ア 海外に生活の拠点を置いて、次のいずれかの国際経験（その期間が、1年以上連続したものに限る。）を有すること。ただし、国家公務員及び地方公務員としての経験並びに海外の大学等への留学の経験を除く。

(ア) 青年海外協力隊等を通じた海外における協力活動その他の海外におけるボランティア活動

(イ) 民間企業等での海外における業務

(ウ) 通訳業務

イ 英語、中国語（北京語に限る。）又は韓国・朝鮮語のうちのいずれかについて、日常会話程度以上の語学力を有すること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 1 平成15年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 6 第1次試験

(1) 事務（文化芸術コース）

ア 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）

イ 試験の期日

平成14年12月15日（日）

ウ 試験の場所

鳥取会場 鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県立県民文化会館 鳥取市尚徳町101 - 5

米子会場 鳥取大学医学部 米子市西町86

(2) 事務（国際コース）

ア 試験種目

論文審査及び経歴審査

イ 論文及び経歴を記載した所定の受験申込書の提出期限

平成14年11月29日（金）

## 7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 事務（文化芸術コース）

論文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

イ 事務（国際コース）

教養試験（多肢選択式）、語学力試験（会話式及び記述式）、面接試験、適性検査及び健康診断

(2) 試験の期日

平成15年1月27日（月）

(3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

## 8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年1月10日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年2月7日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

#### 9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成15年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

#### 10 受験手続

##### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

##### (2) 受験の申込み

###### ア 事務（文化芸術コース）

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

###### イ 事務（国際コース）

受験希望者は、所定の受験申込書1部に経歴その他の必要事項を記入し、別に作成される受験案内に指示されている論文を作成の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

##### (3) 受付期間及び受付時間

###### ア 受付期間

平成14年10月28日（月）から同年11月29日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成14年11月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

###### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

#### 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成15年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成14年10月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

#### 1 試験の名称

平成14年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度・第3回）

## 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
経 営 指 導	1 名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

## 3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表の適用を受ける職員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、その者の経歴に応じて決定された給料月額のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

## 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢は、昭和27年4月2日から昭和43年4月1日までの間に生まれた者であること。
- (2) 民間企業等における金融、資産運用、企業分析、経営戦略又は企業経営に係る実務経験の年数を5年以上有すること。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
  - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 1 平成15年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 6 第1次試験

- (1) 試験種目  
論文審査及び経歴審査
- (2) 論文及び経歴を記載した所定の受験申込書の提出期限  
平成14年11月29日（金）

## 7 第2次試験

- (1) 試験種目  
教養試験（多肢選択式）、面接試験、適性検査及び健康診断
- (2) 試験の期日  
平成15年1月27日（月）
- (3) 試験の場所  
鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

## 8 合格者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成15年1月10日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。



## (2) 最終合格者

平成15年2月7日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成15年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所、東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に経歴その他の必要事項を記入し、別に作成される受験案内に指示されている論文を作成の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

## (3) 受付期間及び受付時間

## ア 受付期間

平成14年10月28日(月)から同年11月29日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成14年11月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

